

1、答申の目的は何ですか

「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

諮問
教育委員会

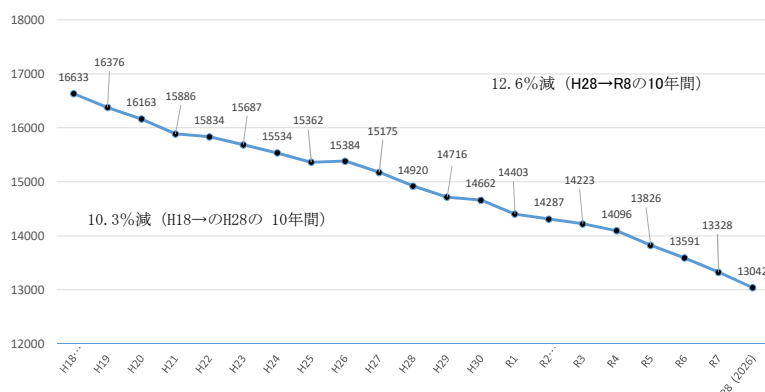
答申
校区審議会

鳥取市立学校の配置及び校区の設定について(答申)

2年間、14回の審議 (会長 鳥取大学 本名俊正名誉教授)

2、一番の課題は何ですか

鳥取市の児童生徒数の現状



令和7年までは実数が分かっています

2

3、どうして20年後なのですか

学校の問題は地域で時間をかけて話し合うべきです。



そのために、今から、20年後を見据えた学校のあり方を審議いただきたいです。

2040年頃

- ・鳥取市の都市計画マスタープランの目標年次
- ・高齢人口のピーク
- ・労働人口の大幅な減少期
→子どもがいないだけでなく、先生もいない
- ・学校の老朽化による更新時期
- ・地方公務員数減少のピーク
→今から少しずつ議論を始めることが必要

3

4、今のままではダメですか

児童生徒数の減少による学校の小規模化



- ・きめ細やかな指導
- ・運動場、プール等施設の空間的ゆとり
- ・発表の機会、リーダーになる機会



- ・複式学級の増加
- ・集団での学びや経験の不足
- ・人間関係の固定化



しかし、それぞれの学校が、地域づくりの核であり、文化の拠点であり、防災拠点である。



地域で存続を検討する場合は、児童の教育環境に配慮した魅力ある学校づくりに努める必要がある（教育の機会均等）

4

5、基準はどうやって決めますか

鳥取市校区審議会では、法令や国の基準等を参考にして、公立学校の適正規模について以下のような議論を進めました。

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

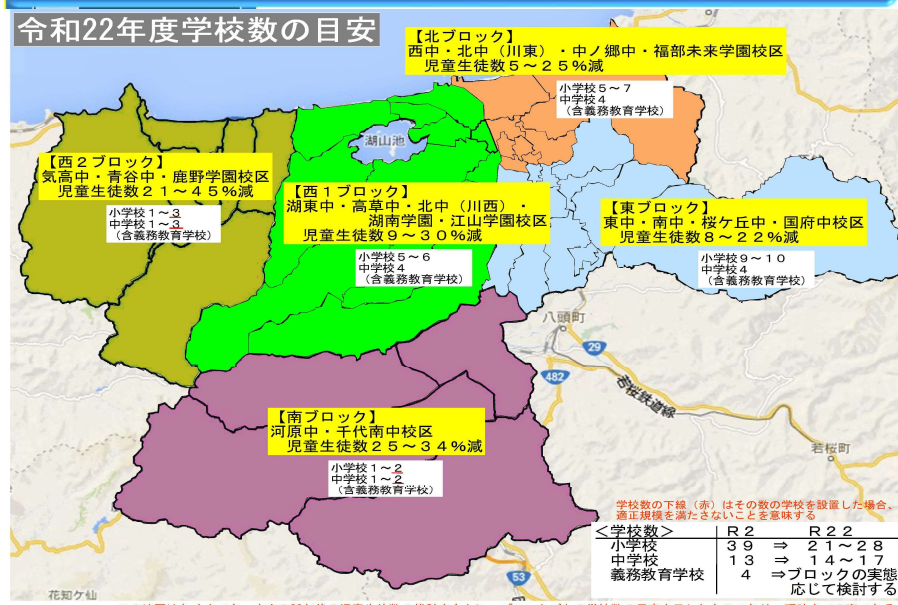
ただし、1学年の人数が極端に減少する場合は、学校統合の適否について検討する。

20年後には何校必要？

5

6、なぜ、5つのブロックに分けたのですか

令和22年度学校数の目安



7、学校数の目安に幅があるのはどうしてですか

概ね20年後を想定したブロックごとの学校数の目安

ブロック名 (現在の中学校区)	令和2(2020)年			令和22(2040)年	
	小学校	中学校	義務教育学校	小学校 (含義務教育学校)	中学校 (含義務教育学校)
北 (西中・北中(川原)・中ノ郷中・福部未来学園)	8	3	1	5～7	4
東 (東中・南中・桜ヶ丘中・園府中)	13	4	0	9～10	4
南 (河原中・千代南中)	5	2	0	1～2	1～2
西1 (北中(川西)・高草中・湖東中・湖南学園・江山学園)	8	2	2	5～6	4
西2 (気高中・青谷中・鹿野学園)	5	2	1	1～3	1～3
合計	39	13	4	21～28	14～17

児童数の将来推計に幅がある。

地域生活拠点に配慮

地域での協議で義務教育学校を選択するかしないかで幅が出る。

8、早急に解決しないといけない課題は何ですか

諮問事項

「鳥取市全域の市立小・中学校・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について」

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

- ①千代川以西で城北小学校・北中学校に通学している児童生徒について
- ②小規模小学校について
- ③中心市街地の小学校について

9、検討組織では何を話し合いますか

- ・現在の教育環境について
- ・まちづくりと学校のかかわりについて
- ・統合検討の可否について など

- ・切磋琢磨できる教育環境
- ・多様な人とのかかわり
- ・多様な学習形態の実現
- ・必要に応じたクラス替え
- ・部活動、クラブ活動の充実
- ・バランスの取れた教員配置
- ・施設老朽化への対応
- ・地域拠点の減少（文化・運動・災害時）
- ・にぎわい、活気喪失への不安
- ・通学の遠距離化
- ・校区変更の可能性
- ・児童生徒の環境変化
- ・学校と地域の関係の希薄化



気高エリアについては各校区で検討を終えて、新設統合の要望書を提出

10、今後の動きは決まっていますか

- 今回は審議会の答申であり、**教育委員会の方針決定**は、答申の意見募集や素案のパブリックコメントを募集したのち、**3月頃**となる予定。
- 教育委員会の**素案**については**11月以降**に各地区で順次説明会を行う予定。
- 希望があればP T A対象や校区ごとに説明会を行っていく。
- 長期の見通しによると少子化は避けられない状況であり、全体として学校数が減少するのはやむを得ない。ただし、個々の学校については**検討組織をつくって協議**をすることになる。
- 検討組織をどのように立ち上げるかについては、今後、教育委員会で協議して決定する。